

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ガバメントクラウド運用管理及びASP運用管理補助者兼回線運用管理補助者業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	2,112,000円
契約締結日	令和7年12月24日
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年9月1日施行)に基づき、各自治体が保有する住民情報システムの標準化が義務付けられたことを受けて、ガバメントクラウド環境及び通信回線の設計構築、運用管理等を委託するものである。本業務の履行に当たっては、令和7年5月に住民情報システム標準化対応構築業務委託契約を株式会社南大阪電子計算センターと締結し、構築業務を委託したことから、ガバメントクラウド運用管理及びASP運用管理補助者兼回線運用補助者業務は株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。 なお、株式会社南大阪電子計算センターは、現行住民情報システムを導入、構築及び保守を実施している事業者である。 以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システムサービス利用
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	423,568,200円
契約締結日	令和7年12月24日
契約期間	契約締結日～令和12年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年9月1日施行)に基づき、各自治体が保有する住民情報システムの標準化が義務付けられたことを受けて、標準準拠に対応した住民情報システムサービスを利用するものである。本業務の履行に当たっては、令和7年5月に住民情報システム標準化対応構築業務委託契約を株式会社南大阪電子計算センターと締結し、構築業務を委託したことから、住民情報システムサービスについては株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では提供が不可能である。 なお、株式会社南大阪電子計算センターは、現行住民情報システムを導入、構築及び保守を実施している事業者である。 以上の理由により、本サービスを提供できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システムデータセンター利用
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	9,900,000円
契約締結日	令和7年12月24日
契約期間	契約締結日～令和12年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年9月1日施行)に基づき、各自治体が保有する住民情報システムの標準化が義務付けられたことを受けて、ガバメントクラウド保守回線及び株式会社南大阪電子計算センターのデータセンターを利用するものである。 本業務の履行に当たっては、令和7年5月に住民情報システム標準化対応構築業務委託契約を株式会社南大阪電子計算センターと締結し、構築業務を委託したことから、ガバメントクラウド保守回線及び同社データセンターの利用については株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では提供が不可能である。 なお、株式会社南大阪電子計算センターは、現行住民情報システムを導入、構築及び保守を実施している事業者である。 以上の理由により、本サービスを提供できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	多機能サーバ構築及び保守業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	トーテックアメニティ株式会社 大阪事業所 大阪府大阪市北区堂島2丁目1番31号
契約金額(税込)	1, 443, 200円
契約締結日	令和7年12月25日
契約期間	契約締結日～令和10年9月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）に接続するために令和元年度に導入した第四次LGWAN府域ネットワーク接続機器を更改するものであり、トーテックアメニティ株式会社が導入・構築したイントラネットシステムサーバの仮想領域に多機能サーバを構築し、運用保守を実施するものである。そのため、システム更新及び保守点検を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上の理由により、本業務を委託できるのはトーテックアメニティ株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	家屋評価システム基幹系連携対応業務委託
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	2,310,000円（税込）
契約締結日	令和7年12月4日
契約期間	契約締結の日 ~ 令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、本市の基幹系システムの標準化移行に伴い、家屋評価システムを標準化移行後の基幹系システムで連携できるように対応を行うものである。したがって、現行基幹系システム及び家屋評価システムの導入、構築、保守ベンダーであり、標準化システムにおいても導入、構築、保守を予定しているベンダーである株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では、連携にトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しく業務に支障をきたすため、本委託業務に対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市自立相談支援等業務委託
担当部・課名	健康福祉部 生活支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号（地域交流館内）
契約金額（税込）	47,590,000円
契約締結日	令和7年12月19日
契約期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、生活困窮者の状態に応じた「包括的」かつ「継続的」な相談支援及び就労その他の支援を実施するとともに、関係機関と連携し横断的な支援体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進する事業である。 当該業務については、「阪南市自立相談支援等業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により、価格のみならず、業務実施方針、業務実施内容及び業務実施体制等といった総合的な観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会が本業務を実施する事業者として、高く評価できるとして、本業務の受託事業者として選定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約する。